

○仙台市道路管理に関する規則

平成一二年三月三一日

仙台市規則第五八号

(趣旨)

第一条 この規則は、道路法(昭和二十七年法律第百八十号。以下「法」という。)及び仙台市道路管理に関する条例(平成十二年仙台市条例第二十号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(受命工事)

第二条 法第二十一条又は第二十二条の規定により道路に関する工事の施行又は道路の維持を命ぜられた者は、速やかに、受命工事計画書を区長に提出しなければならない。ただし、区長が特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

(工事の承認)

第三条 法第二十四条に規定する承認を受けようとする者は、道路工事承認申請書に区長が必要と認める書類を添付して、区長に提出しなければならない。

(占用の許可)

第四条 法第三十二条第一項に規定する占用の許可又は同条第三項の規定により許可事項の変更の許可を受けようとする者は、道路占用許可申請書に次の各号に掲げる書類を添付して、区長に提出しなければならない。

- 一 道路の占用の場所及びその付近の現況平面図
- 二 道路の占用面積実測図及び道路の占用場所の道路横断面図
- 三 工作物、物件又は施設の設計書、構造図及び仕様書
- 四 道路の占用が隣接の土地若しくは建物等の物件の所有者若しくは占有者又は地元居住者の同意が必要であると認められる場合においては、その同意書
- 五 既設の他の占用物件の保護又は移設を必要とする場合若しくは他の占用物件へ添加しようとする場合においては、当該占用物件管理者の承諾書
- 六 掘削工事が伴う場合は、掘削工事箇所面積実測図及び横断面図
- 七 掘削工事が伴う場合は、掘削工事方法の仕様書
- 八 掘削工事が伴う場合は、復旧工事の関係図面
- 九 その他区長が必要と認める書類

2 前項に規定する許可の申請が、占用期間の満了による許可の申請又は許可事項の変更の許可の申請である場合には、区長は前項に規定する添付書類の一部の提出を省略させることができる。

(掘削の禁止)

第五条 条例第三条に規定する掘削の禁止期間は、次の各号に掲げる車道又は歩道について、それぞれ当該各号に掲げる期間とする。

- 一 セメント・コンクリート舗装の車道 五年
- 二 高級アスファルト・コンクリート舗装の車道 三年
- 三 簡易アスファルト・コンクリート舗装の車道 一年

四 平板・カラーブロック舗装の歩道 二年

五 アスファルト舗装の歩道 一年

2 条例第三条ただし書に規定する市長が認めるときは、次の各号に掲げる掘削工事を行うときとする。

一 災害による復旧工事

二 緊急を要する工事

三 各戸に引き込むために地下に埋設する水管、下水道管、ガス管又は電線で道路を占用する部分の延長が二十メートルを超えないものの設置又は改修に関する工事

四 その他区長が市民の日常生活上必要と認める工事

(道路占用許可済証を交付しない占用)

第六条 条例第四条第一項ただし書の規定により道路占用許可済証を交付しない道路の占用は、次に掲げる工作物、物件又は施設に係る道路の占用とする。

一 法第三十二条第一項第一号、第二号、第三号又は第五号に規定する工作物、物件又は施設

二 アーケード

三 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号。第八条第二項第七号及び第八号において「政令」という。)第七条第一号、第六号、第七号又は第九号に規定する物件、仮設建築物又は施設(同条第一号に規定する旗ざお及び幕については、建設局長が別に定めるものに限る。)

(平二四、三・平二五、三・平二七、三・改正)

(届出)

第七条 道路占用者は、条例第五条第一号又は第二号の規定により届出をしようとするときは、住所変更等届出書にその事実を証する書類を添付して、区長に提出しなければならない。

2 道路占用者は、条例第五条第三号又は第四号の規定により届出をしようとするときは、道路占用廃止届を区長に提出しなければならない。

(道路の占用に関する工事)

第八条 条例第六条第一項の工事着手届は、道路占用工事着手届書に占用工事の工程表を添付して、区長に提出することにより行うものとする。

2 条例第六条第七項の市長が別に定める占用工事は、次に掲げるものとする。ただし、第一号、第二号及び第七号の工事のうち路面を掘削して行うもの並びに第三号の工事については、同条第六項に規定する届出及び検査を省略することはできない。

一 災害による復旧工事

二 緊急を要する工事

三 各戸に引き込むために地下に埋設する水管、下水道管、ガス管又は電線で道路を占用する部分の延長が二十メートルを超えないものの設置又は改修に関する占用工事

- 四 法第三十二条第一項第一号に規定する工作物に係る占用工事(路面を掘削して行うものを除く。)
 - 五 法第三十二条第一項第四号に規定する施設に係る占用工事(路面を掘削して行うものを除く。)
 - 六 法第三十二条第一項第六号に規定する施設に係る占用工事
 - 七 政令第七条第一号に規定する物件に係る占用工事
 - 八 政令第七条第四号に規定する工事用施設又は同条第五号に規定する工事用材料に係る占用工事
- 3 区長は、条例第六条第六項に規定する占用工事の完了検査の実施に当たり特に必要があると認めるときは、復旧後の道路の一部を破壊して検査することができる。この場合において、当該検査及び検査後の破壊部分の復旧に係る費用については、これを道路占用者が負担しなければならない。
- 4 区長は、条例第六条第六項に規定する完了検査に合格したと認めるときは、道路占用工事完了検査書を交付するものとする。
- 5 区長は、条例第六条第六項に規定する完了検査の結果占用工事が適切でないとき認めるときは、必要な措置を命ずることができるものとする。

(平二五、三・改正)

(補修責任)

第九条 条例第七条第一項に規定する市長が定める期間は、次に掲げる舗装の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- 一 高級舗装 二年
- 二 簡易舗装 一年
- 三 コンクリート・平板舗装 六月
- 四 未舗装 三月

(地位の承継)

第十条 条例第九条第二項の規定による届出は、地位承継届出書に戸籍抄本(法人その他の団体にあつては、登記事項証明書)等を添付して、区長に提出することにより行うものとする。

(平一七、三・改正)

(権利譲渡等)

第十一条 道路占用者は、条例第十条に規定する承認を受けようとするときは、権利譲渡承認申請書に譲渡を行う相手方と連署の上、区長が必要と認める書類を添付して、区長に提出しなければならない。

(道路予定区域)

第十二条 法第九十一条第一項に規定する許可を受けようとする者は、土地形質変更等許可申請書に次の各号に掲げる書類を添付して、区長に提出しなければならない。

- 一 許可を受けようとする区域の場所及びその付近の見取図
- 二 形質を変更しようとする土地の平面図

三 工作物又は物件の配置図、平面図、断面図及び構造図

四 現況写真

五 その他区長が必要と認める書類

2 区長は、前項の許可をしたときは、土地形質変更等許可書を当該申請者に交付する。

(実施細目)

第十三条 この規則の施行について必要な事項は、建設局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

(仙台市道路管理規則の廃止)

2 仙台市道路管理規則(昭和四十九年仙台市規則第六十九号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行前に旧規則の規定に基づきなされた手続きその他の行為で、この規則中これに相当する規定があるものは、この規則の相当規定に基づきなされたものとみなす。

附 則(平一七、三・改正)

この規則は、平成十七年三月七日から施行する。

附 則(平二四、三・改正)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平二五、三・改正)

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則(平二七、三・改正)

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。